

## 銚子市看護師等修学資金貸付条例

### (目的)

第1条 この条例は、将来市内の病院又は診療所（以下「医療機関」という。）に勤務し、看護師又は准看護師の業務に従事しようとする者に対し、看護師等養成施設における修学のための資金を貸し付けることにより、その修学を容易にし、市内における看護師又は准看護師の確保を図り、もって地域医療の充実に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「看護師等養成施設」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号及び第2号の規定により都道府県知事が指定した学校並びに同条第3号の規定により厚生労働大臣が指定した看護師養成所並びに同法第22条第2号の規定により都道府県知事が指定した准看護師養成所をいう。

### (修学資金の種類等)

第3条 この条例により貸付けを行う看護師等養成施設における修学のための資金は、銚子市内医療機関勤務看護師等修学資金（以下「市内看護師等修学資金」という。）及び銚子市立病院勤務看護師等修学資金（以下「市立病院看護師等修学資金」という。）とする。

2 市内看護師等修学資金は、看護師等養成施設における修学に伴う貸付金（国及び地方公共団体並びに市長が特に認める団体が行う貸付金を除く。）と重複して貸付けを受けることができる。

3 市立病院看護師等修学資金は、市内看護師等修学資金と重複して貸付けを受けることができる。

### (市内看護師等修学資金の貸付け)

第4条 市長は、次の各号に掲げる要件の全てを備えている者からの申請により、そ

の者に市内看護師等修学資金を貸し付けることができる。

- (1) 看護師等養成施設に在学し、又は看護師等養成施設に入学する手続を終了していること。
- (2) 看護師等養成施設を卒業し、看護師又は准看護師となった後、直ちに市内の医療機関に就業し、看護師又は准看護師の業務に従事しようとする意思を有していること。

2 市長は、毎年度予算の範囲内で、前項各号に掲げる要件を備えた申請者の中から選考の上、新たに市内看護師等修学資金を貸し付ける者を決定し、その者と当該貸付けに関する契約（以下「貸付契約」という。）を締結するものとする。

（市内看護師等修学資金の額及び貸付けの方法）

第5条 市内看護師等修学資金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 看護師等養成施設のうち保健師助産師看護師法第21条第1号及び第2号の規定により文部科学大臣が指定した学校並びに同条第3号の規定により都道府県知事が指定した看護師養成所に在学する者 月額5万円
- (2) 看護師等養成施設のうち保健師助産師看護師法第22条第2号の規定により都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学する者 月額3万円

2 市内看護師等修学資金は、無利息で貸し付けるものとする。

3 市内看護師等修学資金は、貸付契約に定められた月から貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が看護師等養成施設を卒業する日の属する月までの間（正規の修業期間に限る。）、毎月1月分ずつ貸し付けるものとする。ただし、市長が、特に必要があると認めるときは、2月分以上を併せて貸し付けることができる。

（保証人）

第6条 市内看護師等修学資金の貸付けを受ける者は、規則で定めるところにより保証人2人を立てなければならない。この場合において、保証人は、独立して生計を

営む成年者で、市内看護師等修学資金の返還が可能な程度の資力を有するものでなければならない。

- 2 借受人は、保証人が欠けたとき、又は破産その他の事情により保証人がその適性を失ったときは、速やかに新たな保証人を立てなければならない。
- 3 保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除等)

第7条 市長は、借受人が看護師等養成施設に在学している場合において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、貸付契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
  - (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
  - (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
  - (4) 市内看護師等修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
  - (5) 死亡したとき。
  - (6) 偽りその他不正な手段により、貸付契約を締結し、又は市内看護師等修学資金の貸付けを受けたと認められるとき。
  - (7) その他市内看護師等修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 市長は、借受人が看護師等養成施設に在学している場合において、休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで市内看護師等修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた市内看護師等修学資金があるときは、当該市内看護師等修学資金は、当該借受人が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸し付けられたものとみなす。
  - 3 市長は、借受人が正当な理由なく第13条の規定による学業成績表その他規則で定める書類を提出しない場合には、市内看護師等修学資金の貸付けを一時保留する

ことができる。

(返還債務の当然免除)

第8条 市長は、借受人が、看護師等養成施設を卒業した後1年2月以内に看護師又は准看護師となり、看護師又は准看護師となった後、直ちに市内の医療機関に就業し、看護師又は准看護師（非常勤の者を除く。以下「市内勤務看護師等」という。）として在職した場合において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市内看護師等修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の全部（履行期限が到来していないものに限る。）を免除するものとする。

- (1) 市内勤務看護師等として在職した期間（休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間を除く。以下「在職期間」という。）が市内看護師等修学資金の貸付けを受けた期間（前条第2項の規定により市内看護師等修学資金の貸付けが行われなかった期間を除く。以下「貸付期間」という。）に達したとき。
- (2) 在職期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため市内勤務看護師等としての業務を継続することができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

第9条 市長は、前条の規定により返還債務を免除する場合のほか、借受人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、返還債務（履行期限が到来していないものに限る。以下この条において同じ。）について当該各号に定める額を免除することができる。

- (1) 看護師等養成施設を卒業した後1年2月以内に看護師又は准看護師となり、看護師又は准看護師となった後、直ちに市内の医療機関に就業し、市内勤務看護師等として在職した場合において、在職期間が1年以上で、かつ、貸付期間に達しなかったとき。返還債務の額に当該在職期間を貸付期間で除して得た数を乗じて得た額に相当する額
- (2) 借受人の責めに帰することができない事由により、市内勤務看護師等の業務に

従事することができないと認められるとき。 返還債務の全部又は一部に相当する額

- (3) 死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により、貸付けを受けた市内看護師等修学資金を返還することができないと認められるとき。 返還債務の全部又は一部に相当する額

2 前条及び前項の在職期間の計算は、月数による。

(返還)

第10条 借受人は、前2条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から起算して1年以内（次条の規定により返還債務の履行が猶予された場合にあっては、1年と当該猶予された期間とを合算した期間以内）に、貸付けを受けた市内看護師等修学資金を一括して返還しなければならない。

- (1) 第7条第1項の規定により貸付契約が解除されたとき。
- (2) 看護師等養成施設を卒業した後1年2月以内に看護師又は准看護師とならなかったとき。
- (3) 看護師又は准看護師となった後直ちに市内の医療機関に就業し、市内勤務看護師等の業務に従事しなかったとき。
- (4) 看護師又は准看護師となった後直ちに市内の医療機関に就業し、市内勤務看護師等の業務に従事した場合において、在職期間が1年に達する前に退職したとき。
- (5) 看護師等養成施設を卒業した後死亡したとき（第8条第2号又は前条第3号に該当する場合を除く。）。

2 前項の場合において、市長は、同項に規定する期間以内に市内看護師等修学資金の全額を返還することができないことについて特別の事情があると認めるときは、当該期間を1年以内に限り延長することができる。

(返還債務の履行猶予)

第11条 市長は、借受人が第7条第1項（第5号を除く。）の規定により貸付契約が解除され、又は正規の修業期間を満了した後も引き続き看護師等養成施設に在学しているときは、当該看護師等養成施設に在学している期間、返還債務の履行を猶予するものとする。

2 市長は、前条第1項の場合において、借受人に災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるときは、当該事由が継続する間、返還債務の履行を猶予することができる。

（延滞利息）

第12条 市長は、借受人が正当な理由なく市内看護師等修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

2 前項に規定する利息の額の計算についての年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 前各項の規定により計算した利息の額が100円未満であるときは、利息を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 市長は、借受人が市内看護師等修学資金を返還すべき日までに返還しなかったことについて災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認めるときは、第1項の延滞利息の全部又は一部を免除することができる。

（学業成績表等の提出）

第13条 借受人は、看護師等養成施設に在学している間、毎年、市長に学業成績表その他規則で定める書類を提出しなければならない。ただし、第7条第1項の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りでない。

（市立病院看護師等修学資金の貸付け）

第14条 市長は、次の各号に掲げる要件の全てを備えている者からの申請により、その者に市立病院看護師等修学資金を貸し付けることができる。

- (1) 看護師等養成施設に在学し、又は看護師等養成施設に入学する手続を終了していること。
- (2) 看護師等養成施設を卒業し、看護師又は准看護師となった後、直ちに銚子市立病院に就業し、看護師又は准看護師の業務に従事しようとする意思を有していること。

(市内看護師等修学資金に関する規定の準用)

第15条 第4条（第1項を除く。）から第13条までの規定は、市立病院看護師等修学資金の貸付けについて準用する。この場合において、これらの規定（第6条第2項及び第3項、第9条第2項、第11条、第12条第2項及び第3項並びに第13条を除く。）中「市内看護師等修学資金」とあるのは、「市立病院看護師等修学資金」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条各号列記以外の部分	直ちに市内の医療機関に就業し、看護師又は准看護師（非常勤の者を除く。以下「市内勤務看護師等」という。）として	直ちに銚子市立病院に就業し、看護師又は准看護師（非常勤の者を除く。以下「市立病院勤務看護師等」という。）として
第8条各号、第9条第1項第1号及び第2号並びに第10条第1項第3号及び第4号	市内勤務看護師等	市立病院勤務看護師等
第9条第1項第1号並	市内の医療機関	銚子市立病院

びに第10条第1項第 3号及び第4号		
-----------------------	--	--

(銚子市立病院における在職期間に関する適用)

第16条 市内看護師等修学資金及び市立病院看護師等修学資金の貸付けを受けた者が、看護師等養成施設を卒業した後1年2月以内に看護師又は准看護師となり、看護師又は准看護師となった後、直ちに銚子市立病院に就業し、看護師又は准看護師(非常勤の者を除く。)として在職した期間については、前条の規定により読み替えて準用する第8条から第10条までに規定する在職期間とするとともに、第8条から第10条までに規定する在職期間とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第1項及び第14条の規定による申請並びに第4条第2項(第15条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による決定及び契約並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の銚子市看護師等修学資金貸付条例第4条第1項及び第14条の規定による申請並びに第4条第2項（第15条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による決定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。